

## 誓 約 書

山梨県酒類販売事業者支援金支給要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、支給の申請を行うすべての対象月分の山梨県酒類販売事業者支援金（以下「支援金」という。）について、以下のいずれの項目についても誓約・同意します。

（☑を入れてください。）

- 要綱に定める支援金に係る支給対象者の要件（以下「支給要件」という。）を満たしており、申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽はありません。申請書に記載した内容及びその他の関係書類に虚偽が判明した場合又は誓約・同意した事項に違反した場合は、支援金の支給を受けていない場合は支援金の支給を受けることを辞退し、既に支援金の支給を受けていた場合は要綱第 9 条の規定に従い速やかに山梨県に返還します。
- 支援金の支給の申請に当たり、山梨県が要綱第 7 条第 1 項に規定する審査を行う上で必要な対応を行ったにもかかわらず、申請者が当該申請について支給要件を満たすことを確認するに足りる対応を山梨県が指定する期間内に行わなかった場合、支援金の支給を辞退します。
- 支援金の支給の申請が不支給となった場合には、要綱第 9 条第 2 項に従い、支給を受けたすべての支援金について返還を遅滞なく行う義務を負う場合があるほか、要綱第 7 条第 3 項により、支給を受ける前の支援金は不支給となり、新たに支援金の支給の申請を行うことができなくなる場合があることに同意します。
- 2021 年（令和 3 年）3 月 31 日以前から、要綱第 3 条第 3 号に定める酒類販売業免許又は酒類製造免許のいずれかを取得し、申請日においても有効な免許で事業を行っており、かつ、支援金の支給を受けた後も事業の継続及び立て直しをする意思があり、そのための取組を継続的に行います。また、同年 4 月 1 日以降、上記免許の取消等の処分を受けていません。
- 要綱第 6 条に規定する申請書その他関係書類について、帳簿及びすべての証拠書類を電磁的記録等により 5 年間保存します。  
※帳簿とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指す。
- 山梨県の求めに応じて上記で保存する情報を速やかに提出します。

様式 2

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団、暴力団員
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団を利用するなどした者
  - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本支援金の申請書類に記載した情報その他必要な情報を山梨県警察本部に照会することについて同意します。
- 申請内容に不正が発覚するなど、知事が必要と認めた場合、事業者名（氏名）などの情報を公開することに同意します。
- 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- 提出した申請書類が返却されないことに同意します。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎幸太郎 様

所在地  
名称・商号  
代表者職氏名  
(自署)

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日